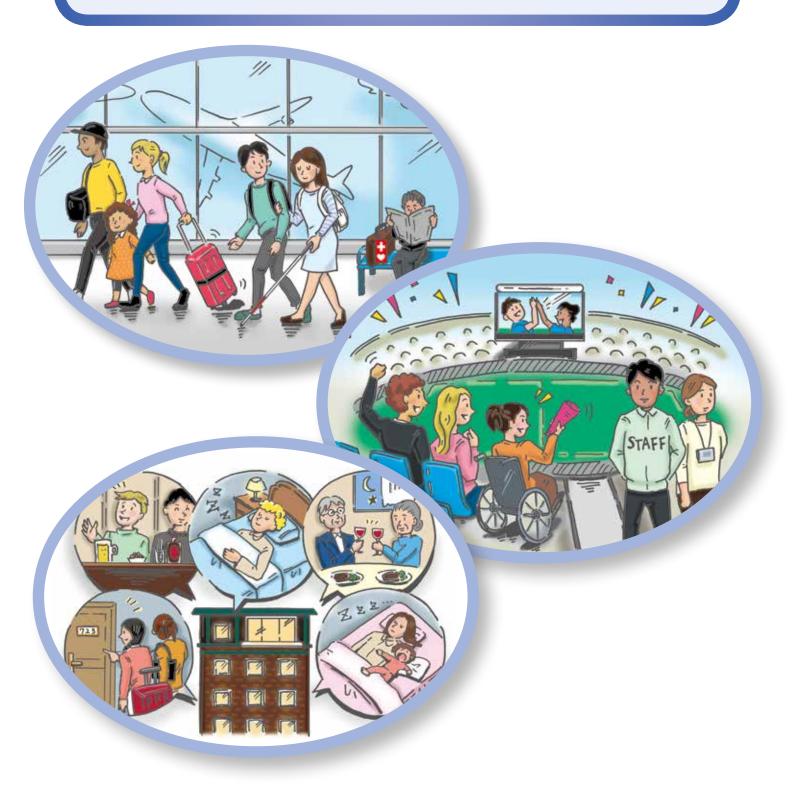
「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難 誘導に関するガイドライン」の手引き



目 次

第一章

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の 伝達及び避難誘導に関するガイドライン」とその解説

第一 趣旨

第二 対象

第三 外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備

第四 その他

<本資料については添付省略>

第二章

外国人来訪者や障害者等に配慮した災害情報の伝達及び 避難誘導に関する教育・訓練プログラム

第一 はじめに

第二 教育プログラム

第三 図上訓練プログラム

第四 部分訓練プログラム

第五 総合訓練プログラム

第六 「やさしい日本語」による外国人来訪者への災害情報の伝達及び避難誘導

第七 障害など様々な特性がある方への災害情報の伝達及び避難誘導の際の留意事項

第八 外国人来訪者や障害者等に配慮した個別対応訓練の具体例

<本資料については添付省略>

第三章 施設の防火・防災対策に関する情報コンテンツ集(例)

第一 はじめに

第二 情報コンテンツ集(例)

第一章

「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難 誘導に関するガイドライン」 とその解説

第一章 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設に おける災害情報の伝達及び避難誘導に関する ガイドライン」とその解説

外国人来訪者や隨害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び 避難誘導に関するガイドライン

第一 趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多 数の外国人来訪者や障害(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に 規定する障害をいう。以下同じ。) など様々な特性がある者(以下「障害者等」と いう。)が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定される。

これらの防火対象物において火災等の災害が発生した場合は、日本語音声のみ では災害情報の内容を十分に理解できないことや、障害など様々な特性があるこ となどの事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が求められる。

本ガイドラインは、防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報 の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者 の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配 慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定 めるものである。

【解説】

□ 障害者基本法(昭和45年法律第84号) <抜粋>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の **障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に** 日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるよ うな社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第二 対象等

1 対象とする防火対象物

本ガイドラインの対象とする防火対象物(以下「対象施設」という。)は、多数の外国人来訪者や障害者等の利用が想定される次の防火対象物とする。

- (1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(1) 項イに掲げる防火対象物で、競技場の用途に供されるもの
- (2) 令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物(旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの)
- (3) 令別表第一(10)項に掲げる防火対象物で、駅舎又は空港の用途に供されるもの
- (4) その他の防火対象物で、(1) から (3) までのいずれかの用途に供される 部分が存するもの

【解説】

□ ガイドラインの対象とする施設の用途・規模等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障がい者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されます。

外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導については、様々な研究や、技術・製品等の開発等が行われているところであり、施設の規模等に応じて、これらの研究や技術、製品等を活用することが可能です。

施設の規模等にかかわらず、外国人来訪者や障がい者等のニーズ等を踏まえて、施設の 実情に応じた具体的な方策により、外国人来訪者や障がい者等に配慮した効果的な自衛消 防体制が整備されることが望まれます。

したがって、施設の規模等に応じて、効果的な自衛消防体制が整備されるよう、規模等 は限定せず、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等をガイドラインの対象としています。

- 2 想定する外国人来訪者や障害者等
 - (1) 本ガイドラインによる自動消防体制の整備にあたり、想定する外国人来訪者や障害者等は、日本語音声のみでは災害情報及び避難誘導の内容を十分に理解できないことや、障害など様々な特性があることにより、火災等の災害の発生時における災害情報の伝達及び避難誘導の際に配慮を必要とする次の者とする。
 - ア 日本語を母語としない外国人来訪者
 - イ 障害者
 - ウ 心身の機能に支障を有する高齢者
 - (2) 妊娠中であることや乳幼児を連れていることなどにより、災害情報の伝達 及び避難誘導の際に特に配慮を必要とする者の利用が想定される場合は、対 象施設の実情に応じ、当該者を対象に加えることが望ましい。

□ ガイドラインの対象とする外国人来訪者や障がい者等

特定の障がいがある方だけでなく、妊婦の方や乳幼児を連れている方も含めて、様々な 特性がある方が施設を利用することを想定した対応について、訓練を行う必要があります。 妊娠中であることや乳幼児を連れていることなどにより、施設において災害が発生した 際に特に配慮を必要とする方の利用が想定される場合は、施設の実情に応じ、これらの方 も対象とした効果的な自衛消防体制を整備することが望まれます。





- 3 対象とする災害の種類
 - (1) 本ガイドラインの対象とする災害の種類は、次のとおりとする。

ア火災

イ 地震

【解説】

□ ガイドラインの対象とする災害の種類

火災対策については、消防法令において、自動火災報知設備などの消防用設備等の設置や、火災発生時の初期消火、通報連絡、避難誘導等の応急対応を自衛消防隊が実施するための消防計画の作成等を行うことが施設関係者の義務となっています。

地震対策については、消防法令において、地震発生時の通報連絡、避難誘導、救出、救 護等の応急対応を自衛消防隊が実施するための消防計画の作成等を行うことが施設関係者 の義務となっています。

- □ 地震発生時に施設で発生することが想定される事故等の例
 - ・エレベーターの停止 (閉じ込め)
 - ・収容物の転倒や落下、移動などに伴う要救助者・要救護者(負傷者)の発生
 - ・火災などの二次災害
 - ・停電や余震などによるパニック

□ その他の災害等について

外国人来訪者や障がい者等が利用する施設で発生が想定される急病や事故など、その他の災害等についても、外国人来訪者や障がい者等への円滑な情報伝達や避難誘導などが行われることが望まれます。

火災又は地震発生時における外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導の具体的な方策については、その他の災害等が発生した際にも活用が可能です。

したがって、消防法令で具体的な対策を行うことが義務となっている火災及び地震をガイドラインの対象として、外国人来訪者や障がい者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備を図るものとしています。

(2) 本ガイドラインの対象とする災害情報の伝達及び避難誘導の範囲は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第25条第1項の規定により防火対象物の関係者が実施すべきものとされている応急対応のうち、生命、身体又は財産の被害の軽減のための活動が終了する時点(それ以上被害が拡大するおそれがなくなる時点)までに、人命安全の確保や二次災害の防止等のために行われる災害情報の伝達及び屋外等への避難誘導とする。

【解説】

□ ガイドラインの対象とする災害情報の伝達・避難誘導の範囲

施設の関係者は、消防法において、火災又は地震発生時に応急対応を実施することが義 務となっています。

消防法(昭和23年法律第186号) <抜粋>

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

第36条

第8項 第18条第2項、第22条及び第24条から第29条まで並びに第30条の2において 準用する第25条第3項、第28条第1項及び第2項並びに第29条第1項及び第5項の規 定は、水災を除く他の災害について準用する。

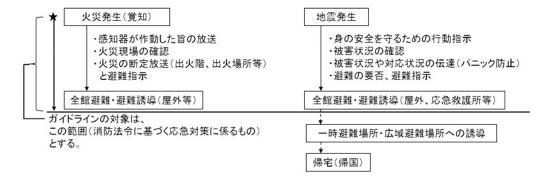
消防計画に基づく防火・防災管理業務における平常時の予防的措置と災害時の応急的措置はいずれも人命安全の確保や二次災害の防止等の観点で行われます。

消防法令に基づき、災害発生時の応急対応を実施する時間的範囲は、災害発生時から、 災害による生命や身体、財産の被害の軽減のために行う活動を実施し、活動が終了する時 点(被害が拡大するおそれがなくなる時点)までを対象としています。

したがって、ガイドラインの対象とする災害情報の伝達や避難誘導の範囲は、消防法令に基づく応急対応に関するものとして、被害が拡大するおそれがなくなる時点以降に行われる帰宅困難者の受入れや、屋外への避難の後において市町村長が設置する避難所まで移動する際の誘導といった対応はガイドラインの対象としていません。

帰宅困難者の受入れや避難所まで移動する際の誘導といった対応などについては、「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」(東京都)や「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン^{*}観光・宿泊施設の皆さまに向けて^{*}」(観光庁)などの関連するマニュアル等を活用することが効果的です。

<施設利用者への災害情報の伝達及び避難誘導の流れ(例)>



第三 外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備 対象施設においては、災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字 等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことによ り、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、 次の1から4までの取組を行うことが望ましい。

【解説】

- □ 外国人来訪者や障がい者等に配慮した効果的な自衛消防体制の整備
- ガイドラインの対象施設においては、次の実情等を踏まえて、災害情報の伝達及び避難 誘導における外国人来訪者や障がい者等のニーズ等について、検討することが望まれます。
 - どのような外国人来訪者の利用が想定されるか(国籍、利用者数、年齢層など)
 - どのような障がい者等の利用が想定されるか(障がいなどの特性、利用者数、年齢層など)

上記の検討を踏まえて、外国人来訪者や障がい者等に配慮した効果的な自衛消防体制を 整備するために次の取組を行うことが望まれます。

- ① 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達・避難誘導に係る取組
- ② 自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達・避難誘導に係る取組
- ③ 利用者への施設の防火・防災対策の内容や災害時の行動等の事前周知等に係る取組
- ④ 災害情報の伝達・避難誘導に関する教育・訓練の実施

なお、消防法令により、防火管理・防災管理の実施が義務となる施設においては、①から④までの取組の内容を消防計画に規定することが望まれます。

- 1 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組
 - (1) 次により、災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化を行うこと。
 - ア 原則として、日本語及び英語を用いること。ただし、対象施設の実態等 に応じて、中国語、韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は日本語と 英語に追加して用いることができる。
 - イ 音声情報の多言語化を行う場合は、日本語のメッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加すること。ただし、対象施設の実態等に応じて、英語以外の中国語(共通語*)や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は日本語と英語の後に付加することができる。
 - ※中国語で最も広く用いられている、北京語の発音と北京語を含む北方方言 の文法・語彙を基礎とする言語。

□ 災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化

情報伝達に使用する言語は、日本語のほか、第1に英語、次いで中国語・韓国語を優先 することを基本とし、施設を利用する外国人来訪者のニーズ等に応じて、災害情報の伝達 及び避難誘導についての多言語化を行うことが有効です。 (2) 文字、絵や映像、地図などを組合せることにより、災害情報及び避難誘導に関する情報の視覚化を行うこと。

【解説】

□ 災害情報の伝達及び避難誘導についての視覚化

文字、絵や映像、地図などを組み合わせることにより、災害情報の伝達及び避難誘導についての視覚化を行うことが有効です。

- (3)(1)の多言語化及び(2)の視覚化を行うため、別表第1に掲げる性能を考慮の上、次のいずれかの方策の導入を検討し、必要な措置を講ずること。
 - ア 災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達 するための設備又は機器として、次に示すものを活用する方策
 - (ア) 「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災等の災害発生時の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」(平成30年〇月〇日付け消防予第〇号) によるデジタルサイネージ
 - (イ) 「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」(平成6年2月1日付け消防予第22号) により外国語メッセージを付加した非常用放送設備
 - (ウ) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。) 第28条の3第4項第6号に規定する点滅機能又は音声誘導機能を有す る誘導灯
 - (エ) 「光警報装置の設置に関するガイドライン」(平成28 年 9 月 6 日付け 消防予第264号) による光警報装置
 - (オ) その他の災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視 覚化して伝達するための設備又は機器
 - イ 災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して伝達 するためのスマートフォンアプリを活用する方策
 - ウ 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導を補完する ため、災害情報及び避難誘導に関する情報を多言語化し、又は視覚化して 伝達するためのフリップボード等の資機材や機器を活用し、自衛消防隊員 が駆け付けて、災害情報の伝達及び避難誘導を直接行う方策

- 災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化又は視覚化を行うための方策の導入 災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化又は視覚化は、次の設備又は機器等を導 入して行います。
 - 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導に関するもの
 - ・ デジタルサイネージ
 - ・ 外国語メッセージを付加した非常用放送設備
 - ・ 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯
 - · 光警報装置
 - ・ スマートフォンアプリ (施設利用者が使用するもの)
 - 自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達及び避難誘導に関するもの
 - ・フリップボード
 - · 翻訳(対訳)機能付き拡声器
 - タブレット(スマートフォンを含む。)

- (4)(3)の方策の導入にあたっては、次の事項に留意し、自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達及び避難誘導との連携を図るなど、必要な措置を講ずること。
 - ア 災害状況に応じた適切なタイミングで、多言語化又は視覚化した次に掲 げる情報が対象施設の利用者に伝達されること。
 - (ア) 火災の発生場所又は地震の発生地域に関する情報
 - (イ) 火災又は地震による被害状況に関する情報
 - (ウ) 自衛消防活動の状況に関する情報
 - (エ) 避難の要否に関する情報
 - (オ) パニック防止を図るなどの必要に応じ、建物の安全に関する情報
 - (カ) 障害など利用者の様々な特性に応じた避難経路及び避難方法に関す る情報
 - (キ) (ア) から (カ) までに掲げるもののほか、対象施設を利用する外国 人来訪者や障害者等の特性を考慮し、人命安全の確保や二次災害の防 止等のために必要な情報

□ 音声情報の内容と視覚化した情報の内容

放送や拡声器、デジタルサイネージ、スマートフォンアプリ等で、それぞれ情報が異なると施設利用者の混乱を招くおそれがあります。

音声情報と視覚情報(デジタルサイネージ等)を合わせて伝えることは効果的ですが、 その場合には、施設利用者の混乱を招くことのないよう、音声情報の内容と視覚情報の内 容について、整合が図られていることが必要です。

- イ 対象施設の利用者の混乱を招くことのないよう、音声情報の内容と視覚 化した情報の内容について、整合が図られていること。
- ウ 視覚化した情報を発信したときは、音声情報等により、その旨の周知が 図られること。

□ 視覚化した情報を発信したときの音声情報等による周知

デジタルサイネージやフリップボード等で視覚情報を伝える方法は、非常に有効ですが 情報の発信に気づいていない人がいる場合があります。

したがって、デジタルサイネージやフリップボード等で視覚情報を発信したときは、音 声情報等で、その旨の周知を図ることが必要です。



(5)(3)の方策の導入と合わせ、別表第2に示す案内用図記号(ピクトグラム)の活用を図ること。

【解説】

□ 災害情報の伝達及び避難誘導についての視覚化 (再掲)

文字、絵や映像、地図などを組み合わせることにより、災害情報の伝達及び避難誘導についての視覚化を行うことが有効です。

□ 案内用図記号(ピクトグラム)の活用

文字(日本語)のほか、言葉や文章で意思疎通が難しい場合を想定し、多言語の定型文 やイラスト、案内用図記号(ピクトグラム)を活用して伝えることが有効です。







(6) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1)から(5)までにより整備することとした自衛消防活動の内容を消防計画に規定することが望ましい。

【解説】

□ 防火管理

消防法 <抜粋>

- 第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- □ 防火管理に係る消防計画に定めるべき事項 消防法施行規則(昭和36年自治省令6号)<抜粋>
- 第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に
- 1 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物 (仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。)

届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

(イ~チ) 略

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に 関すること。

(ヌ~ヲ) 略

- 2 自衛消防隊員が直接行う災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組
 - (1) 別表第1に掲げる性能を考慮の上、災害情報及び避難誘導に関する情報を 多言語化し、又は視覚化して伝達するためのフリップボード等の資機材や機 器を活用し、自衛消防隊員が直接、災害情報の伝達及び避難誘導を行う方策 の導入を検討し、必要な措置を講ずること。また、必要に応じ、避難経路へ の視覚障害者誘導用ブロック、手すり等の設置など、障害者等への避難誘導 を補完するための施設の充実を図ること。

□ 施設利用者の特性に応じた個別の人的対応

施設や状況に応じて、外国人来訪者や障がい者等の特性に配慮し、個別の人的対応を行います。その際、必要に応じて、周囲の施設利用者に、障がい者等への配慮や人的対応に係る協力を求めます。

□ 情報伝達及び避難誘導の方法についてのニーズ等

障がい者等の特性に応じたニーズ等があることを想定し、避難経路への視覚障害者誘導用ブロック、手すり等の設置など、避難誘導を補完するための施設の充実を図ることが有効です。

また、これらが設置されていない場合であっても、施設の実情に応じた人的な対応が効果的になされるよう、障がい者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導について、従業員等への教育・訓練を実施することや、マニュアルを整備することが有効です。

<情報伝達及び避難誘導の方法についてのニーズ等の例> (視覚に障がいがある方)

- 避難経路には視覚障害者誘導用ブロック、手すりを設置してほしい。 (聴覚に障がいがある方)
- 視覚情報を頼りに避難するため、停電等を想定し、蓄光誘導シール等で避難経 路を示してほしい。







(2) 対象施設の実態等に応じて、自衛消防隊員の駆け付けに係る経路や、個別対応のための自衛消防隊員の配置などについて、必要な計画を作成しておくこと。

【解説】

□ 施設利用者の特性に応じた個別の人的対応(再掲)

施設や状況に応じて、外国人来訪者や障がい者等の特性に配慮し、個別の人的対応を行います。その際、必要に応じて、周囲の施設利用者に、障がい者等への配慮や人的対応に係る協力を求めます。

□ 個別の人的対応

施設の実情に応じた人的な対応が効果的になされるよう、障がい者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導について、従業員等への教育・訓練を実施することや、マニュアルを整備することが有効です。



(3) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1)及び(2)により整備することとした自衛消防活動の内容を消防計画に規定することが望ましい。

【解説】

- □ 防火管理に係る消防計画に定めるべき事項(再掲)
- 消防法施行規則<抜粋>
- 第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。
- 1 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物 (仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。)

(イ~チ) 略

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に 関すること。

(ヌ〜ヲ) 略

- 3 利用者への事前周知等に係る取組
 - (1) 外国人来訪者や障害者等を含む対象施設の利用者に対し、当該対象施設において講じられている防火・防災対策の内容や災害時にとるべき行動等について事前周知するため、その実情等に応じ、次の事項に関する必要な情報コンテンツを作成し、ホームページへの掲載や掲示等を行うこと。
 - ア 対象施設において講じられている防火・防災対策の内容
 - イ 対象施設において、災害時に伝達される情報の内容やその伝達方法
 - ウ 対象施設の利用者に対し、理解や配慮を求める事項
 - (ア) 火災等の異常事態や倒れている人等を発見した場合における対象施 設の関係者への連絡要領
 - (イ) 災害情報の伝達又は避難誘導において個別対応が必要な場合におけ る対象施設の関係者への申出方法
 - (ウ) (ア) 及び(イ) に掲げるもののほか、外国人来訪者や障害者等の特性に応じた災害情報の伝達及び避難誘導について、あらかじめ理解や配慮を求める事項

□ 施設の防火・防災対策の内容や災害時の行動等の事前周知

火災又は地震発生時のパニックを防止し、円滑な避難誘導を行うためには、外国人来訪者や障がい者等を含む施設利用者に対して、次の事項について、事前に周知しておくことが有効です。

- 施設に講じられている防火・防災対策の内容
 - ① 消防用設備等の機能や効果
 - ② 耐震性能に関する情報
 - ③ 自衛消防隊員による基本的な活動内容
- 施設において災害時に伝達される情報の内容やその伝達方法
 - ④ 災害時に防災センター等や自衛消防隊員が伝達するメッセージ
 - ⑤ 災害時にデジタルサイネージ等で表示するコンテンツ及び当該デジタルサイネー ジ等の設置場所
- 施設の利用者に対して、理解や配慮を求める事項
 - ⑥ 火災等の異常事態や倒れている人等を発見した場合における施設関係者への連絡 要領
 - ⑦ 災害情報の伝達又は避難誘導において個別対応が必要な場合における施設関係者 への申出方法
- その他外国人来訪者や障がい者等の特性に応じた災害情報の伝達及び避難誘導について、あらかじめ理解や配慮を求める事項









(2) 規則第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて、JIS (工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。)Z8210に規定する消火器の案内用図記号(以下「消火器ピクトグラム」という。別表第2参照。)の活用を図ること。

なお、消火器ピクトグラムの設置にあっては、次の事項に留意すること。

- ア 消火器ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とすること。
- イ 消火器ピクトグラムは、消火器付近の見やすい位置に設けること。なお、 消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表 示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けること。
- ウ 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいもの を高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置 位置とすること。
- エ 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に 設置すること。
- オ 消火器を直接視認することができる場合等、火災予防上支障が無いと認められる場合は、消火器である旨の標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができる。

【解説】

□ 消火器の案内用図記号(ピクトグラム)の活用

外国人来訪者が多く利用することが想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテル等で火 災が発生した場合の初動対応(初期消火)において、外国人来訪者も含めた施設利用者の 協力を得るため、消火器の案内用図記号(ピクトグラム)を活用することが有効です。



(3) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられる対象施設においては、規則第3条第1項の「火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること」として、(1) により当該対象施設の利用者への事前周知を行うこととした内容及び(2) の案内用図記号(ピクトグラム)の活用を消防計画に規定することが望ましい。

【解説】

- □ 防火管理に係る消防計画に定めるべき事項(再掲)
- 消防法施行規則<抜粋>
- 第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。
- 1 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物 (仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。)

(イ~チ) 略

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に 関すること。

(ヌ〜ヲ) 略

4 教育・訓練

- (1) 自衛消防隊員が行う災害情報の伝達及び避難誘導について、次の事項に十分に留意し、従業員等への必要な教育及び訓練を行うこと。
 - ア 次のフレーズを基本に、努めて簡易な表現を使うこと。
 - (ア) 危険情報の表現
 - ①「○○(場所)で火事です。」
 - ②「○○(行動・場所)は危険(あぶない)です。」
 - (イ) 禁止表現
 - ①「今の場所にいてください。」
 - ②「エレベーターは使うことができません。」
 - (ウ) 誘導表現
 - ①「逃げるときは、お知らせします。」
 - ②「今すぐ逃げてください。」
 - ③「私の後について来てください。」
 - (エ) 安心情報の表現
 - ①「この建物は安全です。」
 - ②「すぐに係の人が来ます。」
 - イ 緊急時は複雑なことは伝えないこと。また、あやふやな言い方をしない こと。
 - ウ 外国人来訪者の母語や翻訳機器等を用いた詳しい説明等の時間を要する 対応は、緊急時は必要以上に行わず、安全な場所への迅速な避難を優先す ること。

【解説】

□ 簡易な表現の使用等

初動対応においては、簡易な表現を使うこととし、母語や翻訳機器等を用いた詳しい説明等の時間を要する対応は、緊急時は必要以上に行わず、安全な場所への避難を優先することを基本方針として徹底することが有効です。

また、情報伝達において、あやふやな言い方をしないことを基本方針として徹底することが有効です。

□ 火災・地震発生時の「やさしい日本語」9の基本フレーズ

基本的なフレーズ	施設利用者に期待する行動等
(放送内容を理解できなかった外国人来訪	火災が発生したことを理解し、避難の準備
者や障がい者等から個別の説明を求められ	をしたり、避難を開始するなど、自衛消防
た場合など)	隊員の指示に従います。
①「○○(場所)で火事です。」(危険情報)	

基本的なフレーズ 施設利用者に期待する行動等 (地震の揺れに恐怖を感じた外国人来訪者 たくさんの人がそれぞれ行動すると危険で や障がい者等が慌てて施設から出ようとし あることや、施設の外に出ると危険である ている場合など) ことを理解し、その場に留まるなど、自衛 ② 「○○ (行動・場所) は危険 (あぶない) 消防隊員の指示に従います。 例)「外に出ることは危険(あぶない)で です。」(危険情報) す。 「外は危険(あぶない)です。| たくさんの人がそれぞれ行動すると危険で (地震の揺れに恐怖を感じた外国人来訪者 や障がい者等が慌てて施設から出ようとし あることや、施設の外に出ると危険である ている場合など) ことを理解し、自衛消防隊員の指示に従い、 ③「今の場所にいてください。」(禁止表現) その場に留まります。 (エレベーターが使用できないことを外国 火災や地震の際はエレベーターが使用でき 人来訪者や障がい者等に伝える必要がある ないことを理解し、階段で避難するなど、 場合) 自衛消防隊員の指示に従います。 ④「エレベーターは使うことができませ ん。」(禁止表現) (地震の揺れに恐怖を感じた外国人来訪者 たくさんの人がそれぞれ行動すると危険で や障がい者等が慌てて施設から出ようとし あることや、施設の外に出ると危険である ている場合など) ことを理解し、自衛消防隊員の指示があっ ⑤「逃げるときは、お知らせします。」 たときに、避難を開始します。 (誘導表現) (放送内容を理解できなかった外国人来訪 避難が必要なことを理解し、自衛消防隊員 の指示に従い、直ちに避難を開始します。 者や障がい者等から個別の説明を求められ た場合で、避難させることが先決のとき) ⑥「今すぐ逃げてください。」(誘導表現) (外国人来訪者や障がい者等を個別に避難 自衛消防隊員が避難場所まで案内すること 誘導する必要があると自衛消防隊員が判断 を理解し、自衛消防隊員の後について、避 難します。 した場合(個別に避難場所まで誘導してほ しい旨の申出があった場合を含む。)など) ⑦「私の後について来てください。」(誘導) 表現) (地震の揺れに恐怖を感じた外国人来訪者 地震の際に、安全な建物内から慌てて外に や障がい者等が慌てて施設から出ようとし 出ようとすると、かえって危険であること ている場合など) を理解し、その場で姿勢を低くするなど、 ⑧「この建物は安全です。」(安心情報) 自衛消防隊員の指示に従います。 (エレベーターに外国人来訪者や障がい者 自衛消防隊員が対応のために向かって来て

いることを理解し、慌てて無理な行動をと

らないようにするなど、自衛消防隊員の指

示に従います。

等が閉じ込められている場合など)

⑨「すぐに係の人が来ます。」(安心情報)

- エ 避難誘導時の立ち位置は、避難する者からよく見える位置で、避難する者と接触するおそれや避難の妨げになるおそれのない位置を選ぶこと。
- オ 避難誘導は、身振り手振りを併せて行うこと。身振り手振りは、大きい動作を心がけるとともに、避難する者に伝わるよう、動作の速さや合図のタイミングを考慮すること。その際、遠くで避難する者に対して合図するときは、肩より上の位置で行うこと。また、比較的近くで避難する者に対して合図するときは、肩より下の位置で行うこと。

□ 身振り手振り

避難誘導は、身振り手振りを併せて行うことを基本方針として徹底することが有効です。

カ 災害情報及び避難誘導に関する情報について、理解できた内容を外国人 来訪者同士で伝え合うよう促すこと。また、障害など利用者の様々な特性 について、必要かつ合理的な配慮を行うとともに、必要に応じて周囲の施 設利用者に協力を求めること。

【解説】

□ 外国人来訪者同士の協力や施設利用者の特性に応じた個別の人的対応

災害情報及び避難誘導に関する情報について、理解できた内容を外国人来訪者同士で伝 え合うよう促すことを基本方針として徹底することが有効です。

また、障がいなど施設利用者の様々な特性について、必要かつ合理的な配慮を行うこと 及びその際、必要に応じて周囲の施設利用者に協力を求めることを基本方針として徹底す ることが有効です。 キ 拡声器による災害情報の伝達及び避難誘導は、非常放送等の音声との輻 輳を避けるよう努めること。

【解説】

□ 拡声器の使用

拡声器による災害情報の伝達及び避難誘導は、非常放送等の音声との輻輳を避けること を基本方針として徹底することが有効です。



- (2) 次の事項を含む訓練を定期的に行うとともに、その結果を踏まえ、1から 3までの取組についての必要な見直しを行うこと。
 - ア 外国人来訪者や障害者等への個別対応が想定される次のケースについて、外国人来訪者や障害者等の特性に配慮した対応に関する訓練
 - (ア) 放送内容を理解できなかった外国人来訪者や障害者等に個別の説明 が必要な場合や、当該外国人来訪者や障害者等に個別の説明を求めら れた場合
 - (イ) 火や煙、地震の揺れの恐怖等によるパニック状態の外国人来訪者や 障害者等が、慌ててその場から離れようとしているなどの危険な状況 にある場合
 - (ウ) 外国人来訪者や障害者等を個別に避難誘導する必要がある場合や、 外国人来訪者や障害者等から個別の避難誘導を求められた場合
 - (エ) エレベーターに外国人来訪者や障害者等が閉じ込められている場合
 - (オ) けがや体調不良の外国人来訪者や障害者等が発生した場合

□ 災害情報の伝達及び避難誘導等に関する教育・訓練の実施(再掲)

施設や状況に応じて、外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が効果的になされるよう、従業員等への教育・訓練を実施することが有効です。

□ 個別対応訓練の基本想定

個別対応訓練の基本想定は、上記(ア)~(オ)とし、施設の実情に応じて、次の①や②などの想定を追加して実施することが有効です。

- ① エレベーターを使用して避難しようとする外国人来訪者や障がい者等がいる場合
- ② 一旦避難した後に、客室や建物内に戻ろうとする外国人来訪者や障がい者等がいる場合











- イ 次の各号に掲げる防火対象物に応じ、当該各号に掲げる事項に関する訓練
 - (ア) 令別表第1(1)項イに掲げる防火対象物の用途(競技場)に供される部分が存する防火対象物 イベント主催者やボランティア等を含む多様な関係者の連携
 - (イ) 令別表第1 (5) 項イに掲げる防火対象物の用途(宿泊施設)に供される部分が存する防火対象物 宿泊者のニーズ等や在館状況の把握及び個別対応
 - (ウ) 令別表第1 (10) 項に掲げる防火対象物の用途(駅舎又は空港)に供される部分が存する防火対象物で、管理権原が分かれているもの又は他の用途に供される防火対象物と接続されているもの 当該他の管理権原に属する部分又は当該接続されている防火対象物の関係者との情報共有、情報伝達及び避難誘導に係る連携及び協力

□ 災害情報の伝達及び避難誘導等に関する教育・訓練の実施(再掲)

施設や状況に応じて、外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が効果的になされるよう、従業員等への教育・訓練を実施することが有効です。

- □ 施設の用途に応じた特徴
 - ① 駅・空港

施設関係者の人数と比較して不特定多数の利用者が多く、混雑も予想されます。また、 他の建物と接続している場合が多く見られます。

② 競技場

大空間に不特定多数の利用者が収容され、競技やイベント開催時などは施設従業員に加え、イベントスタッフやボランティア等が動員される場合があります。

③ 旅館・ホテル等

不特定多数の方がそれぞれ客室で宿泊(就寝)しています。また、レストランや宴会 場等に多数の施設利用者がいる場合や、外出中の宿泊客がいる場合があります。

会議室や宴会場などを有する大規模な宿泊施設のほか、小規模な宿泊施設を外国人来訪者や障がい者等が利用するなど様々な形態の施設が想定されます。

④ その他

多数の外国人来訪者の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテル等において は、外国人来訪者のスーツケース等の大きな荷物が避難の際に支障になる場合がありま す。

□ 施設の特徴を踏まえた災害情報の伝達及び避難誘導の要点・ポイント 施設の特徴や災害情報の伝達及び避難誘導の要点・ポイントを踏まえて、災害情報の伝 達及び避難誘導の訓練を行うことが有効です。

- <各施設の用途に共通する災害情報の伝達及び避難誘導の要点>
 - 施設利用者に対し、パニック防止のための安心情報の提供などを含めたきめ細かな 情報提供を行います。
 - 施設利用者のニーズ等を把握し、対応します。
 - スーツケース等の大きな荷物の携行者に、大きな荷物は特に階段での避難の際に支障になる旨を説明することや、災害の状況等に応じた対応(その場に置いて避難する等)を求める場合があることを想定しておきます。

<施設の用途ごとの災害情報の伝達及び避難誘導のポイント>

○駅・空港

他の建物と接続している場合は、接続する建物の事業者との情報共有・伝達や避難誘導の連携・協力体制が重要です。

- 競技場
 - イベント主催者やボランティア等を含む多様な施設関係者の連携を行います。
- 旅館・ホテル等 宿泊客のニーズ等や在館状況を把握し、個別の対応を考慮します。

(3) 法第8条第1項の規定により防火管理が義務づけられている対象施設においては、規則第3条第1項の「防火管理上必要な教育に関すること」及び「消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること」として、(1) の教育及び訓練を行う旨並びに(2) の訓練の内容及び当該訓練の結果を踏まえた必要な見直しを行う旨を消防計画に規定することが望ましい。

【解説】

- □ 防火管理に係る消防計画に定めるべき事項
- 消防法施行規則<抜粋>
- 第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び 設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各 号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受け て防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に 届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。
- 1 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物 (仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。)

(イ~へ) 略

- ト 防火管理上必要な教育に関すること。
- チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。 (リ~ヲ) 略

(4) 法第36条第1項の規定により防災管理が義務づけられている対象施設においては、規則第51条の8第1項の「防災管理上必要な教育に関すること」、「避難の訓練その他防災管理上必要な定期的な実施に関すること」及び「訓練の結果を踏まえた防災管理に関する消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること」として、(1)の教育及び訓練を行う旨並びに(2)の訓練の内容及び当該訓練の結果を踏まえた必要な見直しを行う旨を消防計画に規定することが望ましい。

【解説】

□ 防災管理

消防法<抜粋>

第36条第1項において準用する第8条第1項(読み替え後) 学校、病院、工場、事業場、 興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下 同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるもの をいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令 で定めるものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関す る知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、政令で 定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく 避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

□ 防災管理に係る消防計画に定めるべき事項

消防法施行規則<抜粋>

- 第51条の8 防災管理者は、令第48条第1項の規定により、建築物その他の工作物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の指示を受けて防災管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。防災管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。
- 一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項 (イ〜ハ) 略
- ニ 防災管理上必要な教育に関すること。
- ホ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
- へ略
- ト ホに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証 の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること。

チ略

第四 その他

- 1 外国人来訪者や障害者等に配慮した自衛消防体制を整備した旨の情報発信本ガイドラインに基づき、災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した自衛消防体制を整備した対象施設においては、その旨をホームページ等に掲載すること等により、情報発信を行うことが望ましい。その際は、以下の事項を併せて情報発信すること。
 - (1) 本ガイドラインに基づき講じた取組の内容
 - (2) (1)の取組において想定している外国人来訪者や障害者等(対応している言語や障害等の特性)
 - (3) (1) の取組に係る教育及び訓練の実施状況
 - (4) その他必要な情報

【解説】

<報告書より記載予定>

2 本指針の見直し 本ガイドラインの内容は、新たな知見の蓄積等があった場合には、随時、必要 な見直しを行うものとする。

【解説】

<報告書より記載予定>

【別表第1】

区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサイネージ等の 設備又は機器	イ デジタ ルサイネ ージ	「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災等の災害発生時の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」(平成30年〇月〇日付け消防予第〇号)に定める性能

<デジタルサイネージ>

□ 概要

平常時は、広告や観光情報等を表示する設備として使用しますが、火災時等には、非常 用放送設備等を補完するものとして、ディスプレイに火災や避難誘導に係る情報などを表 示し、これらの視覚情報を外国人来訪者や障がい者等に伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

- 多言語(日本語を含む。)の文字や絵・図など複数の視覚情報を組み合わせて、多くの外国人来訪者や障がい者等に情報伝達が可能です。
- 事前に情報コンテンツを用意しておくことで、火災発生後に速やかに情報の伝達できます。
- 非常用放送設備等と連動し、ディスプレイ表示を一斉に切り替える方法なども開発 等されています。

□ 導入が想定される場面

外国人来訪者や障がい者等に対して、防災センター等から一斉に災害情報や避難誘導に 関する情報を伝達する場合です。

□ 導入にあたって考慮することが望ましい性能

導入にあたって考慮することが望ましい性能は、「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災等の災害発生時の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」(平成30年●月●日付け消防予第●号)を参考としてください。



区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサ	ロ非常用	「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用につ
イネージ等の	放送設備	いて」(平成6年2月1日付け消防予第22号)6
設備又は機器		(2)に定める性能

<外国語メッセージを付加した非常用放送設備>

□ 概要

非常用放送設備の音声警報メッセージに、英語等の外国語メッセージを付加することにより、火災や避難誘導に関する情報を多言語音声で外国人来訪者に伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

- 一定の間隔でスピーカーが設置されているため、施設内の各部分に有効に情報が伝達されます。
- 事前に録音されたメッセージを用意しておくことで、火災感知器と連動して情報伝達が可能です。

□ 導入が想定される場面

外国人来訪者に対して、防災センター等に設置された自動火災報知設備と連動して一斉 に火災や避難誘導に関する情報を伝達する場合です。

□ 導入にあたって考慮することが望ましい性能

導入にあたって考慮することが望ましい性能は、「放送設備の設置に係る技術上の基準の 運用について」(平成6年2月1日付け消防予第22号)を参考としてください。



区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサイネージ等の設備又は機器	ハ 誘導灯	規則第28条の3第4項第6号及び「誘導灯及び 誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」(平成11 年9月21日付け消防予第245号)第2、2(7)に 規定する点滅機能又は音声誘導機能

<点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯>

□ 概要

通常設置される誘導灯に、光による点滅、音声による誘導音又はその両方を発する機能を付加することにより、火災の発生や避難口の位置を外国人来訪者や障がい者等に伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

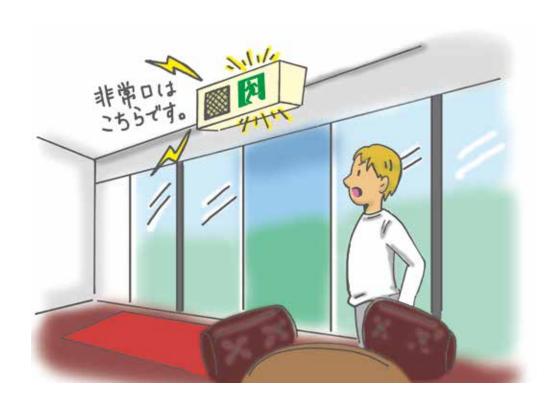
- 各階の最終避難口に設置された誘導灯に光による点滅や音声による誘導音が付加されています。
- 煙が充満している避難口に設置された誘導灯の点滅及び音声誘導を停止することができるので、安全な避難方向への誘導が可能です。
- 自動火災報知設備と連動して自動で起動します。

□ 導入が想定される場面

外国人来訪者や障がい者等に対して、自動火災報知設備と連動して一斉に火災や避難誘導に関する情報を伝達する場合です。

□ 導入にあたって考慮することが望ましい性能

導入にあたって考慮することが望ましい性能は、消防法施行規則第28条の3及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」(平成11年9月21日付け消防予第245号)を参考としてください。



区分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサイネージ等の設備又は機器	ニ 光警報 装置	「光警報装置の設置に関するガイドライン」(平成28年9月6日付け消防予第264号)に定める性能

<光警報装置>

□ 概要

自動火災報知設備と連動して光警報装置から光を発することで、火災が発生した旨の情報を外国人来訪者や障がい者等に伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

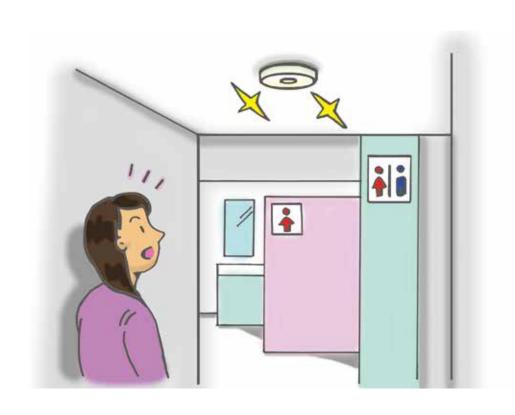
- 聴覚障がい者に対し、火災の発生を伝達することが困難な部分に、一定の間隔で光 警報装置を設置することにより、火災の発生を伝達することが困難な場所にいる聴覚 障がい者に対しても情報伝達が可能です。
- 自動火災報知設備と連動して自動で起動します。

□ 導入が想定される場面

外国人来訪者や障がい者等に対して、防災センター等に設置された自動火災報知設備と 連動して一斉に火災が発生した旨の情報を伝達する場合です。

□ 導入にあたって考慮することが望ましい性能

導入にあたって考慮することが望ましい性能は、「光警報装置の設置に関するガイドライン」(平成28年9月6日付け消防予第264号)を参考としてください。



区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(一) デジタルサイネージ等の 設備又は機器	ホ その他 の設備又 は機器	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害 情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能

区分	種別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
区 分 (二) スマートフ ォンアプリ	種 別 イ 多言語 化アプリ	次に掲げる性能 (1) 利用者が指定する言語による情報伝達が可能であること。 (2) プッシュ型による情報伝達が可能であること。 (3) 停電等により、インターネットを利用することができない状況も想定されていること。 (4) 定型文による情報伝達が可能であること。また、定型文は、適宜、追加が可能であること。 (5) 防災センター等から一斉に行う災害情報の伝達及び避難誘導が開始された後に起動しても、全てのメッセージを伝達可能であること。 (6) 外国人来訪者や障害者等が事前にアプリをインストールするインセンティブがあること。 (7) 文字や絵・図等の活用などにより、視覚的に
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

<スマートフォンアプリ (施設利用者が使用するもの) >

□ 概要

外国人来訪者や障がい者等が、日常使用しているスマートフォンに専用アプリをインストールすることにより、災害発生時等にスマートフォンに適切な災害情報等を表示するものです。

□ 有効性や特徴など

- 事前に携帯端末に表示するテキストや絵、図等を用意しておくことで、状況に応じた多様な情報が伝達できます。
- 利用者の指定した言語(主に母国語を想定)の文字や、利用者の施設内での位置に 応じた図等で、多くの外国人来訪者や障がい者等に情報伝達が可能です。

□ 導入が想定される場面

- 外国人来訪者や障がい者等に対して、防災センター等から一斉に災害情報や避難誘導に関する情報を伝達する場合です。
- 非常放送(音声)を補助する手段として、非常放送の内容を多言語(日本語を含む。)の文字情報や絵、図等で伝達する場合です。



区分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(二) スマートフ	口 視覚化	次に掲げる性能
ォンアプリ	アプリ	(1) 文字や絵·図等による情報伝達が可能である こと。
		(2) 停電等により、インターネットを利用することができない状況も想定されていること。
		(3) 絵・図等はシンプルでわかり易いものが使用
		されているとともに、文字による説明が添えら れていること。
		(4) 書体は視認性が優れたものが使用されていること。
		(5) 別表第2に定める案内用図記号(ピクトグ
		ラム)が活用されていること。
		(6) 利用者の施設内での位置や当該位置に応じ た避難経路の表示が可能であること。
		(7) 外国人来訪者や障害者等が事前にアプリを
		インストールするインセンティブがあるこ
		と。 (8) 日本語、英語、中国語(共通語)、韓国語そ
		の他の言語により、多言語での情報伝達が可能 であること。
		(9) その他災害情報及び避難誘導に関する情報 の視覚化に必要な性能

<スマートフォンアプリ (施設利用者が使用するもの) > (再掲)

□ 概要

外国人来訪者や障がい者等が、日常使用しているスマートフォンに専用アプリをインストールすることにより、災害発生時等にスマートフォンに適切な災害情報等を表示するものです。

□ 有効性や特徴など

- 事前に携帯端末に表示するテキストや絵、図等を用意しておくことで、状況に応じ た多様な情報が伝達できます。
- 利用者の指定した言語(主に母国語を想定)の文字や、利用者の施設内での位置に 応じた図等で、多くの外国人来訪者や障がい者等に情報伝達が可能です。

□ 導入が想定される場面

- 外国人来訪者や障がい者等に対して、防災センター等から一斉に災害情報や避難誘導に関する情報を伝達する場合です。
- 非常放送(音声)を補助する手段として、非常放送の内容を多言語(日本語を含む。)の文字情報や絵、図等で伝達する場合です。



区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(二) スマートフ	ハ その他	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害
ォンアプリ	のアプリ	情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能

区分	種別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
区 分 (三) 自衛消防隊 員がおって ドック で機器	種 別 イ プボード	導入にあたって考慮することが望ましい性能 次に掲げる性能 (1) 火災に関する情報伝達に使用するものにあっては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 自動火災報知設備の感知器が作動した場所 (ii) 火災が発生した場所 (iii) と災難な悪な情報 (iv) その他火災に係る情報 (2) 地震に関する情報伝達に使用するものにあっては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 地震が発生した旨 (ii) とるべき行動の内容 (iii) その他地震に使用するものにあっては、次の情報の全部又は一部が表示されていること。 (i) 避難を促すための情報 (ii) 避難経路及び避難方向の情報 (iii) その他避難するために必要な情報 (4) 絵・図等はシンプルでわかり易いものが添えられていること。 (5) 書体は視認性が優れたものを使用されていること。 (6) 別表第2に定める案内用図記号(ピクトグラム)が活用されていること。 (5) 書体は視認性が優れたものを使用されていること。 (6) 別表第2に定める案内用図記号(ピクトグラム)が活用されていること。 (i) 日本語と英語が併記されていること。 (ii) 日本語は、「やさしい日本語」が活用されていること。 (ii) 日本語は、「やさしい日本語」が活用されていること。 (iii) 其語以外の中国語(簡体字)や韓国語その他の外国語を使用するときは、英語に代えて、日本語に併記すること。 (9) その他災害情報及び避難誘導に関する情報

□ 概要

災害が発生したことや避難の方向などを示したフリップボードを使用して、外国人来訪者や障がい者等に情報を伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

- 事前に情報コンテンツを用意しておくことで、簡易なメッセージ等が伝達できます。
- 特殊な技術や製品等がなくても、一定の多言語への対応が可能です。

□ 導入が想定される場面

自衛消防隊員から外国人来訪者や障がい者等に対して、災害情報及び避難誘導に関する情報を伝達する場合です。



区分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
区 分 (三) 自衛消防隊 員が活用する フリップボー ド等の資機材 や機器	種 別 ロ 翻訳 (対訳) 機能声器	導入にあたって考慮することが望ましい性能 次に掲げる性能 (1) 災害時の騒音下においても、音声認識が可能 であること。 (2) 日本語、英語、中国語(共通語)、韓国語そ の他の言語に対応し、音声を出力することが可 能であること。 (3) 出力される情報の内容や情報量は、外国人来 訪者に理解しやすいものになるよう配慮され ていること。 (4) 停電等により、インターネットを利用するこ とができない状況も想定されていること。
		(5) 定型文による情報伝達が可能であること。また、定型文は、適宜、追加が可能であること。 (6) 音声を出力する前に、出力される情報の内容を確認することが可能であること。 (7) 外国人来訪者や障害者等が活用するスマートフォンアプリとの連携が考慮されていること。 (8) その他災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化に必要な性能

<翻訳(対訳)機能付き拡声器>

□ 概要

入力(話しかけた)音声等を指定した言語に翻訳(対訳)し、拡声する機能を活用して、 災害発生時等に情報を伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

- 入力音声等に応じた多様な情報の伝達が可能です。
- 指定した言語の音声で多数の外国人来訪者へ情報が伝達できます。

□ 導入が想定される場面

自衛消防隊員から外国人来訪者に対し、災害情報及び避難誘導に関する情報を伝達する場合です。また、拡声機能により、多数の外国人来訪者へ情報を伝達する場合に有効です。



区分	種別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(三) 自衛消防隊	ハ タブレ	次に掲げる性能
員が活用する	ット(ス	(1) 日本語、英語、中国語 (共通語)、韓国語そ
フリップボー	マートフ	の他の言語に対応していること。
ド等の資機材	ォンを含	(2) 音声認識によるものは、災害時の騒音下にお
や機器	む 。)	いても、音声認識が可能であること。
		(3) 出力される情報の内容や情報量は、外国人来
		訪者や障害者等に理解しやすいものになるよ
		う配慮されていること。
		(4) 停電等により、インターネットを利用するこ
		とができない状況も想定されていること。
		(5) 定型文による情報伝達が可能であること。ま
		た、定型文は、適宜、追加が可能であること。
		(6) 文字や絵・図等の活用などにより、視覚的に
		情報を伝えることも可能であること。
		(7) その他災害情報及び避難誘導に関する情報
		の多言語化又は視覚化に必要な性能

<タブレット(スマートフォンを含む。)>

□ 概要

入力(話しかけた)音声等を指定した言語に翻訳(対訳)し、音声等で出力する機能を 活用して、災害発生時等に情報を伝達するものです。

□ 有効性や特徴など

- 入力音声等に応じた多様な情報の伝達が可能です。
- 入力音声等を多言語に翻訳し、画面上に文字情報として表示するほか、図・写真等 の上から文字等を書き込みできる等の筆談機能を有するものも開発等されています。

□ 導入が想定される場面

自衛消防隊員から外国人来訪者や障がい者等に対し、対面により災害情報及び避難誘導 に関する情報を伝達する場合です。





区 分	種 別	導入にあたって考慮することが望ましい性能
(三) 自衛消防隊 員が活用する フリップボー ド等の資機材 や機器	ニ その他 の資機材 や機器	外国人来訪者や障害者等の事情に配慮した災害 情報の伝達及び避難誘導を行うために必要な性能

【別表第2】

① 非常口 (Emergency Exit)	② スロープ (slope)	③ 階段 (Stairs)
	5	<u>j</u>
④ 一般注意	⑤ 消火器	⑥ 矢印
(General caution)	(Fire extinguisher)	(Directional arrow)
		1
⑦ 一般禁止	⑧ エレベーター	⑨ エスカレーター
(General prohibition)	(Elevator)	(Escalator)

③ 及び⑨のピクトグラムは、⑦のピクトグラムと組み合わせて、又は、併記して使用することを想定。なお、その場合には「エレベーター使用禁止(Do not use elevator)」、「エスカレーター使用禁止(Do not use escalator)」と文字による補助表示を併記することが望ましい。

<報告書より記載予定>